

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	9	府 省 庁 名 経 済 産 業 省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他（地方消費税）</u>	
要望項目名	割賦販売法の改正に伴う所要の改正	
要望内容 (概要)	<p>令和2年度の割賦販売法改正で創設された「認定包括信用購入あつせん業者」「少額登録包括信用購入あつせん業者」（両者の詳細は「新設・拡充又は延長を必要とする理由」欄参照）について、従前の「包括信用購入あつせん業者」と同様の措置、具体的には以下を措置することを要望する。</p> <p>【法人住民税、事業税関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法人税法で「包括信用購入あつせん業者」に認められている、貸倒引当金の（個別評価金銭債権）の損金算入 ○租税特別措置法で「包括信用購入あつせん業者」に認められている、貸倒引当金（一括評価金銭債権）の損金参入 <p>【消費税関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費税法で「包括信用購入あつせん」に認められている、消費者が登録包括信用購入あつせん業者に対して支払うクレジット手数料を非課税とする措置。 	
関係条文	<p>法人税（法人税法施行令第96条第5項第4号及び第9項第4号、租税特別措置法施行令第33条の7第4項第4号、第39条の86第3項第4号）、消費税（消費税法施行令第10条第3項第9号）</p>	
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (—) (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>ICTの発展に伴う決済テクノロジーの進化を背景に、決済分野においてFin Tech企業の事業展開が拡大している。こうした時代背景を踏まえ、割賦販売法について、安全・安心を前提とした上での柔軟な規制体系への見直しを行った。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>近年の決済分野は、異業種からの参入も含め、多様は主体・サービスが登場している。特に、従来型のクレジットカードサービスとは異なる少額・低リスクの後払いサービス等、消費者ニーズにきめ細かく対応したサービスが誕生している。</p> <p>また、クレジットカード分野における与信に関しても、膨大な実績データ（ビッグデータ）等に基づき、AI分析等の新たな技術や長年培われたノウハウ等を用いてより精緻な与信審査を行う事業者が出現し、与信の精緻化が進んでいる。革新的な技術を取り込みつつ、こうした与信イノベーションを促進することで、過剰与信を防止しつつ、消費者が適正なサービスを楽しむことが可能となる。</p> <p>こうした近年の時代の変化を踏まえ、令和2年度の割賦販売法改正により、以下が措置された。</p> <p>① 登録包括信用購入あつせん業者（所謂クレジットカード会社）で、精度の高い限度額調査を行う能力のある者を対象とした認定制度を創設。認定を受けた「認定包括信用購入あつせん業者」は、従来の支払可能性見込額調査による方法に代えて、認定を受けた方法で「利用者支払可能見込額」を算定することにより限度額審査を行うことを可能とする。</p>	

② 低額・低リスクの後払いサービス、具体的には限度額が割賦販売法施行令で定める金額以下の者について、「登録少額包括信用あつせん業者」として新たな登録制度を創設し、事業の実態に見合う形で規制を合理化する。なお、本事業者の限度額審査は、従来の支払可能見込額調査ではなく、認定事業者同様「利用者支払可能見込額」の算定による。

他方で、「認定包括信用あつせん業者」「登録少額包括信用購入あつせん業者」は、上記の通り新しい措置を伴うものの、その事業の内容は「包括信用購入あつせん」である。そして、「包括信用購入あつせん業者」は、一定のリスク資産（貸し倒れる可能性のある債権）を保有するというビジネスの特徴から、貸倒引当金を損金算入することが認められている。加えて、消費者から収受するクレジット手数料について、消費税法上の措置も講じられている。したがって、今回創設された新規2類型についても、措置を行うことが必要。

本要望に
対応する
縮減案

—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	生活安全 商取引安全 【成長戦略実行計画（令和元年6月21日閣議決定）】 「割賦販売法の与信審査における性能規定の導入など、フィンテック企業をはじめとした決済事業者の円滑な事業展開を可能とする仕組みを導入する。」 【規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）】 「割賦販売法制について、顧客利便性向上のため、リスクベース・アプローチや性能規定の考え方に基づく技術革新の進展に沿った制度を着実に実施し、審査手法の高度化や業務の効率化について必要に応じて見直しを図る。」
	政策の達成目標	割賦販売法の与信審査における性能規定の導入など、フィンテック企業をはじめとした決済事業者の円滑な事業展開を可能とする仕組みを導入する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 21 年改正 割賦販売法に規定する業の定義の一部変更を受けた措置（租特） 平成 28 年改正 割賦販売法に規定する業の定義の一部変更等を受けた措置（法人税法本則、租特）